

審査に際し、市民課長からは、第5条中の診療報酬の算定方法を平成20年の改定に改めるとの説明を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、厚生常任委員会に付託になりました案件審査の報告を終わります。

○佐々木謙二議長 委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

それでは、日程第4、議案第57号 長井市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第7、議案第61号 長井市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてまでの4件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、順次採決いたします。

まず、日程第4、議案第57号 長井市手数料条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、厚生委員長の報告は、原案可決であります。

厚生委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第57号は、厚生委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第5、議案第59号 長井市医療給付事業に関する条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、厚生委員長の報告は、原案可決であります。

厚生委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第59号は、厚生委員長報告のとおり決

定いたしました。

次に、日程第6、議案第60号 長井市すみれ学園設置条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、厚生委員長の報告は、原案可決であります。

厚生委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第60号は、厚生委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第7、議案第61号 長井市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、厚生委員長の報告は、原案可決であります。

厚生委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第61号は、厚生委員長報告のとおり決定いたしました。

産業・建設常任委員会審査報告

○佐々木謙二議長 次に、産業・建設常任委員会の審査の報告を求めます。

藤原民夫産業・建設常任委員長。

(藤原民夫産業・建設常任委員長登壇)

○藤原民夫産業・建設常任委員長 平成20年第3回市議会定例会において産業・建設常任委員会に付託になりました議案2件について、審査をいたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る6月13日、委員出席のもと、所管課長の出席を求め開催しております。

それでは、議案第54号 あやめ公園高台遊園地の遊具の欠陥による事故に係る損害賠償の額の決定について申し上げます。

本案は、長井市が管理する遊具の欠陥による事故に係る損害賠償の額を決定するため、地方自治法第96条第1項第13号の規定により提案されたものであります。

審査に当たり、商工観光課長から、平成20年4月2日午後1時ごろ、あやめ公園高台遊園地にあるコンビネーション遊具で発生した事故について、損害賠償請求者、小笠原和良氏及び小笠原由佳氏との間に、長井市は損害賠償請求者に対して18万9,480円を支払い、損害賠償請求者は長井市に対して当該損害賠償額以外の金品を要求しないとする示談がまとまったことから、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、損害賠償額を決定いただくために提案させていただいたとの説明を受けたところであります。

質疑に入り、委員からは、遊具の点検の頻度、期間及び冬期間の遊具の保管状況はどのようになっていたのかとの質疑がなされ、商工観光課長からは、毎年4月から11月までの間、月1回の割合で点検を実施していた。現在は月2回の点検を実施するようにしている。また、冬期間は、雪囲いなどは行わず、そのままの状態を越すという状況であったとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、遊具の点検は、だれが、どのように実施していたのか、観光協会などとは関係していなかったのかとの質疑がなされ、商工観光課長からは、市が直接雇用している公園作業員に対して、点検項目を示しながら作業を指示し、問題点や疑問点などが生じた場合には、職員と連絡をとり合って合同で対応するという体制をとっていた。業務委託をしているものではなく、観光協会などとは関係していないとの答弁を受けたところであります。

討論に入り、委員からは、最近の行政におい

ては、各種の業務委託が増加していることなどもあって、細部にまで目が届かないこともあるようだが、公園の遊具などについては、雪が解ければすぐに使用されることになり、4月から11月までの管理体制では、同じような事故が繰り返されるのではないかと懸念される。したがって、点検の期間を遊具の使用可能な期間とし、十分な点検を実施し、安全を確保する必要がある。商工観光課では、多くの管理しなければならない施設を所管しているが、今後、十分に意を用いて管理していただくことを要望して、賛意を表するとの意見が出されたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第62号 長井市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、公共下水道受益者負担金督促手数料の改定に係る所要の改正を行うため、提案されたものであります。

審査に当たり、建設課長から、今年3月の市議会定例会において、既に長井市市税条例及び長井市税外収入未納金徴収条例の一部を改正する条例の制定についての議決をいただいているが、公共下水道事業受益者負担金の督促手数料については、長井市公共下水道事業受益者負担金に関する条例の規定により、受益者負担金の督促状1通につき督促手数料70円と明記されているが、今後は、市税以外の他の分担金、手数料等の取り扱いと同様に、長井市税外収入未納金等徴収条例の規定に基づいて徴収することができるよう改めるため、提案させていただいた。

なお、今年度の納付書送付は1期から3期分をまとめて8月15日に行い、1期分の納期限は8月末となっているため、9月に発送される督促状分から今回の改正による手数料が適用されることになるとの説明を受けたところであります。

す。

質疑に入り、委員からは、督促状の発送件数はどのくらいあるのかとの質疑がなされ、建設課長からは、平成19年度の実績で200件であるとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、この議案については3月定例会において改正しておかなければならなかったのではないかと質疑がなされ、建設課長からは、期限的なことでいえば今議会での改正でも間に合うことになるが、ほかの督促手数料については3月定例会で改正していることから、同様に改正しておく必要があったとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、産業・建設常任委員会に付託になりました案件審査の報告を終わります。

○佐々木謙二議長 委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

それでは、日程第8、議案第54号 あやめ公園高台遊園地の遊具の欠陥による事故に係る損害賠償の額の決定について及び日程第9、議案第62号 長井市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についての2件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、順次採決いたします。

まず、日程第8、議案第54号 あやめ公園高台遊園地の遊具の欠陥による事故に係る損害賠償の額の決定についての1件について、産業・建設委員長の報告は、原案可決であります。

産業・建設委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○佐々木謙二議長 起立全員であります。よって、

議案第54号は、産業・建設委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第9、議案第62号 長井市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、産業・建設委員長の報告は、原案可決であります。

産業・建設委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第62号は、産業・建設委員長報告のとおり決定いたしました。

予算特別委員会審査報告

○佐々木謙二議長 次に、予算特別委員会の審査の報告を求めます。

町田義昭予算特別委員長。

(町田義昭予算特別委員長登壇)

○町田義昭予算特別委員長 今定例会において予算特別委員会に付託になりました議案第63号 平成20年度長井市一般会計補正予算第1号を始め、特別会計補正予算4件、水道事業会計補正予算1件の合計6議案について、審査をいたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

予算特別委員会は、会議日程に従い、去る6月2日の本会議終了後に正副委員長を選出し、6月20日に審査が行われたところであります。

審査に当たっては、各会計補正予算の概要について担当課長より説明を受けた後、3名の委員の総括質疑が行われ、終了後に細部審査を行ったところでありますが、その経過につきましては、議長を除く全員で構成する委員会でありましたので、後刻会議録によりご承知くださいますようお願い申し上げます。審査の結果のみご報告申し上げます。

+